

# スマートフォン プライバシー アウトルックの 取り組み内容のご紹介と今後検討すべき論点

2024.3.1

株式会社日本総合研究所  
リサーチ・コンサルティング部門

# 目次

---

1. スマートフォン プライバシーアウトLOOKとは
2. スマホアプリにおけるプライバシーポリシーの掲載・記載状況
3. アプリマーケット運営事業者の取組
4. SPOを踏まえて今後検討すべき論点

# スマートフォン プライバシー アウトルックとは

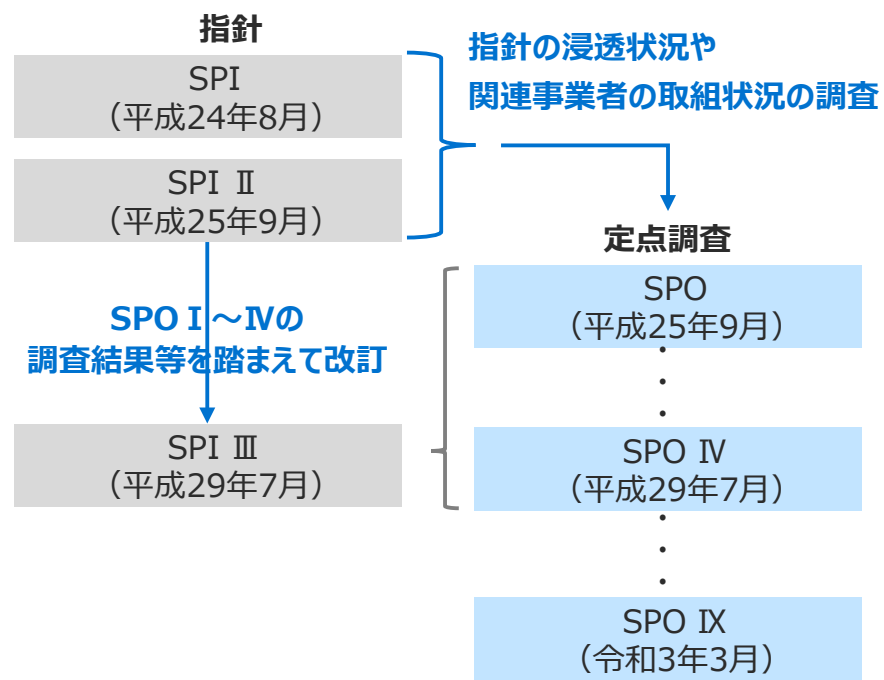
「スマートフォン プライバシー アウトルック (SPO)」とは、スマートフォンアプリにおける利用者情報の取扱いの現況等に関する定点調査 (毎年1回実施) の結果を取りまとめたもの。

(平成26年度に初回の調査結果が公表され、現在までにSPOIXまで公表)

## 調査の背景

- 総務省が2012年8月に公表した「スマートフォン プライバシー イニシアティブ (SPI)」で示されたスマートフォンにおける利用者情報の適正な取扱いに関する「スマートフォン利用者情報取扱指針」の浸透状況や各種団体や企業等の取組状況をリアルタイムに把握するため

## SPOの沿革



## 調査内容

①スマートフォンアプリケーションにおけるプライバシーポリシーの掲載・記載状況の調査 (以下、アプリ調査)

②民間企業及び諸外国におけるスマートフォンアプリケーションの利用者情報の取り扱いに関する動向調査

出所：日本総研作成

## 2. スマホアプリにおけるプライバシーポリシーの掲載・記載状況

---

# アプリ調査の調査項目

アプリ調査では、国内・海外の人気アプリ・新着アプリを対象に、スマートフォンアプリにおける①プライバシーポリシーの掲載有無、②プライバシーポリシーの記載内容、③プライバシーポリシーの概要版の掲載有無について、主に調査を実施した。

## 調査対象※

### 【1】国内人気アプリ

(Android : 100アプリ、iOS : 100アプリ)

### 【2】国内新着アプリ

(Android : 50アプリ、iOS : 50アプリ)

### 【3】海外人気アプリ

(Android : 50アプリ、iOS : 50アプリ)

## 調査項目※

調査項目		調査内容
①プライバシーポリシーの掲載有無		◆ 「アプリ紹介ページ内」、もしくは、「アプリ内」にプライバシーポリシーが掲載されているか
②プライバシーポリシーの記載内容	②-1 プライバシーポリシーの適用対象	◆ 掲載されているプライバシーポリシーの適用対象はどのようなものか (個別アプリ、関連サービス全体、会社全体の取組) ※SPIでは「アプリごとのプライバシーポリシーの作成」を示している
	②-2 SPIで示された8項目の記載有無	◆ プライバシーポリシー内でのSPIで示された8項目がそれぞれ記載されているか
③プライバシーポリシーの概要版の掲載有無		◆ プライバシーポリシーの簡略版が、別途掲載されているか

※本資料は、分かりやすさを重視するために、調査対象、調査項目、調査結果を簡略化及び必要な部分のみ抜粋している。

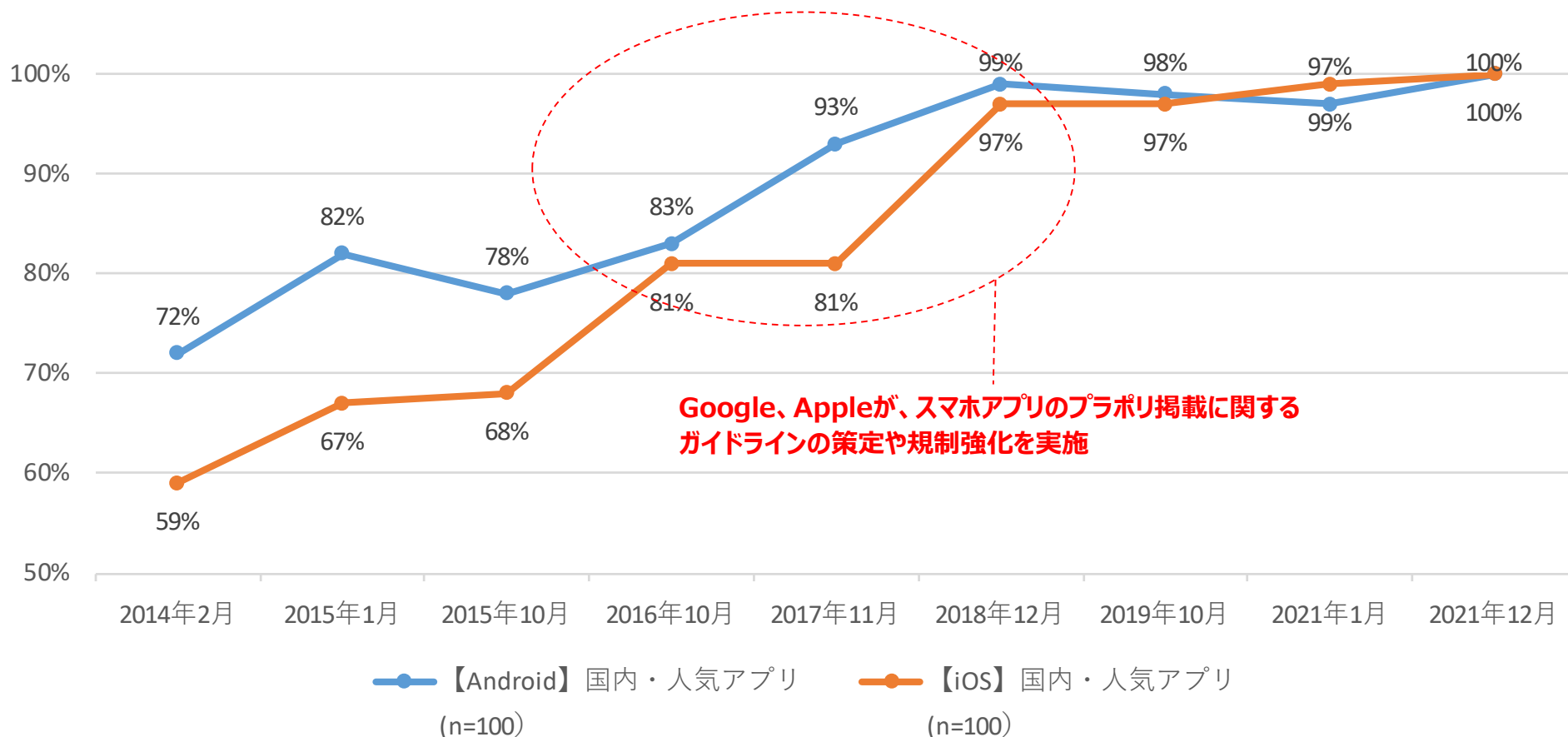
調査対象となるアプリの抽出方法、調査項目・調査内容の詳細、調査時の判断基準等は下記ページに掲載されているSPOを参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/smartphone\\_privacy.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html)

出所：日本総研作成

# 調査結果の詳細：人気アプリのプライバシーポリシーの掲載状況

Android・iOSの人気アプリのプラポリ掲載率は、2018年12月以降、ほぼ100%に達している（Google、Appleの規制強化の影響が大きい）。



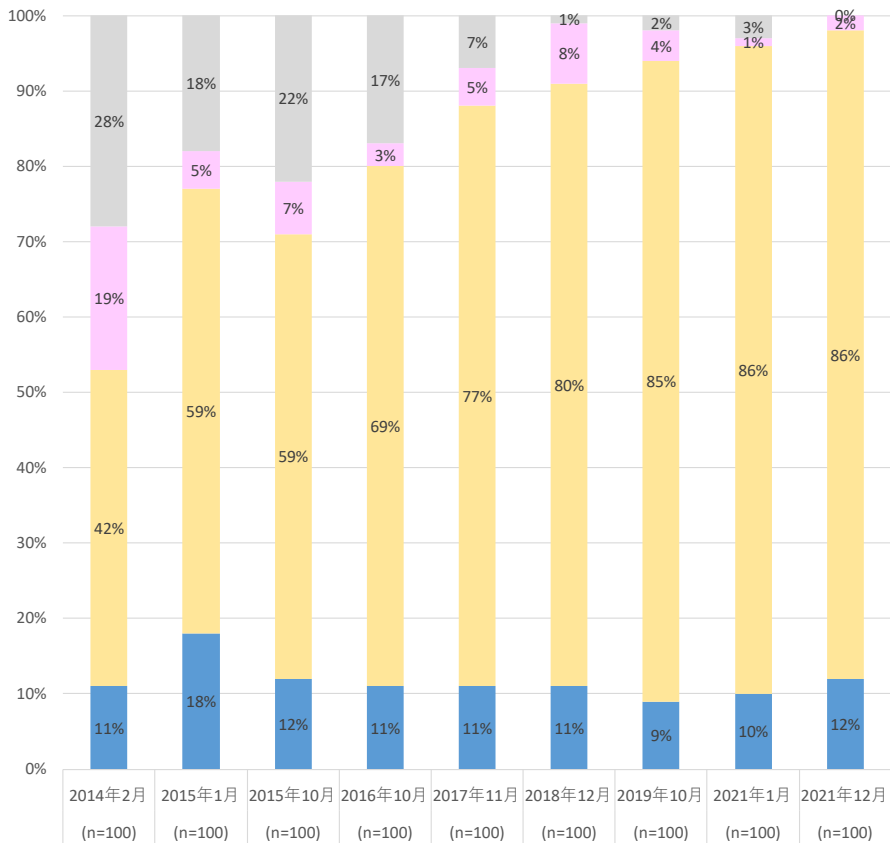
※掲載率：「紹介ページ」、もしくは、「アプリ内」のどちらかに、何かしらのプライバシーポリシーが掲載されていれば「掲載有」と判断。  
「掲載有」＝「個々のアプリに関するプラポリが作成されていること」、「SPI8項目が適切に記載されていること」を示すものではない。

出所：総務省「SPO I～IX」を基に日本総研作成

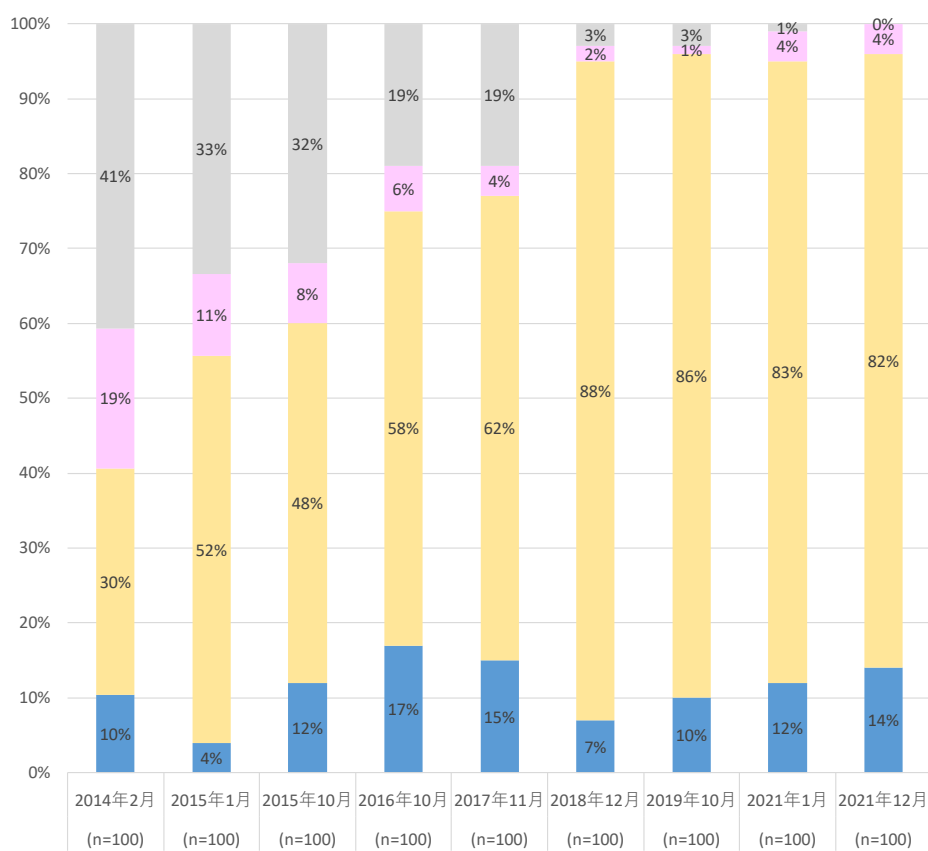
# 調査結果の詳細：プラポリの適用対象の構成比推移

Android、iOSともに個々のアプリを対象としたプライバシーポリシーは全体の1割前後であり、ほぼ横ばいで推移。会社全体・サービス全体を対象としたプライバシーポリシーが全体の8割程度を占める状況。

## 【Android】人気アプリのプラポリの適用対象の構成比推移



## 【iOS】人気アプリのプラポリの適用対象の構成比推移



■ 個々のアプリを対象としたプラポリ    ■ 会社全体・サービス全体を対象としたプラポリ    ■ 個人情報保護方針や一般的なWebサイトのプラポリの流用    ■ プラポリ掲載無し

出所：総務省「SPO I～IX」を基に日本総研作成

## 調査結果の詳細：SPIで示された8項目の記載有無

Android、iOSともに、重要性が高いと考えられる項目（②・④・⑥）の記載率が過去の調査結果から10%以上増加している。

### SPI8項目の記載率※

番号	項目	【Android】人気アプリ		【iOS】人気アプリ		
		2014年2月 (n=72)	2021年12月 (n=100)	2015年10月 (n=81)	2021年12月 (n=100)	
①	情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または住所 (提供者名)	93%	96%	99%	99%	
②	取得される情報の項目 (取得情報)	79%	<b>90%</b>	59%	<b>84%</b>	
③	取得方法	66%	75%	27%	<b>73%</b>	
④	利用目的の特定・明示 (利用目的)	73%	<b>96%</b>	79%	<b>95%</b>	
⑤	通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法	⑤-1.送信停止の手順の記載 (送信停止の手順)	54%	27%	22%	30%
		⑤-2.利用者情報の削除の記載 (利用者情報の削除)	52%	<b>65%</b>	44%	<b>76%</b>
⑥	外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無	⑥-1.利用者情報の第三者への送信の有無の記載	77%	<b>98%</b>	85%	<b>94%</b>
		⑥-2.利用者情報の送信先の記載	14%	<b>58%</b>	22%	<b>50%</b>
		⑥-3.情報収集モジュールに関する記載	32%	<b>42%</b>	15%	<b>30%</b>
⑦	問合せ窓口	85%	88%	62%	<b>81%</b>	
⑧	プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き (変更手続き)	69%	64%	57%	65%	

SPI8項目において、特に重要性が高いと考えられる項目

青字：過去調査結果から記載率が10ポイント以上増加

※プラボリが存在していたアプリ数を母数として割合を算出。

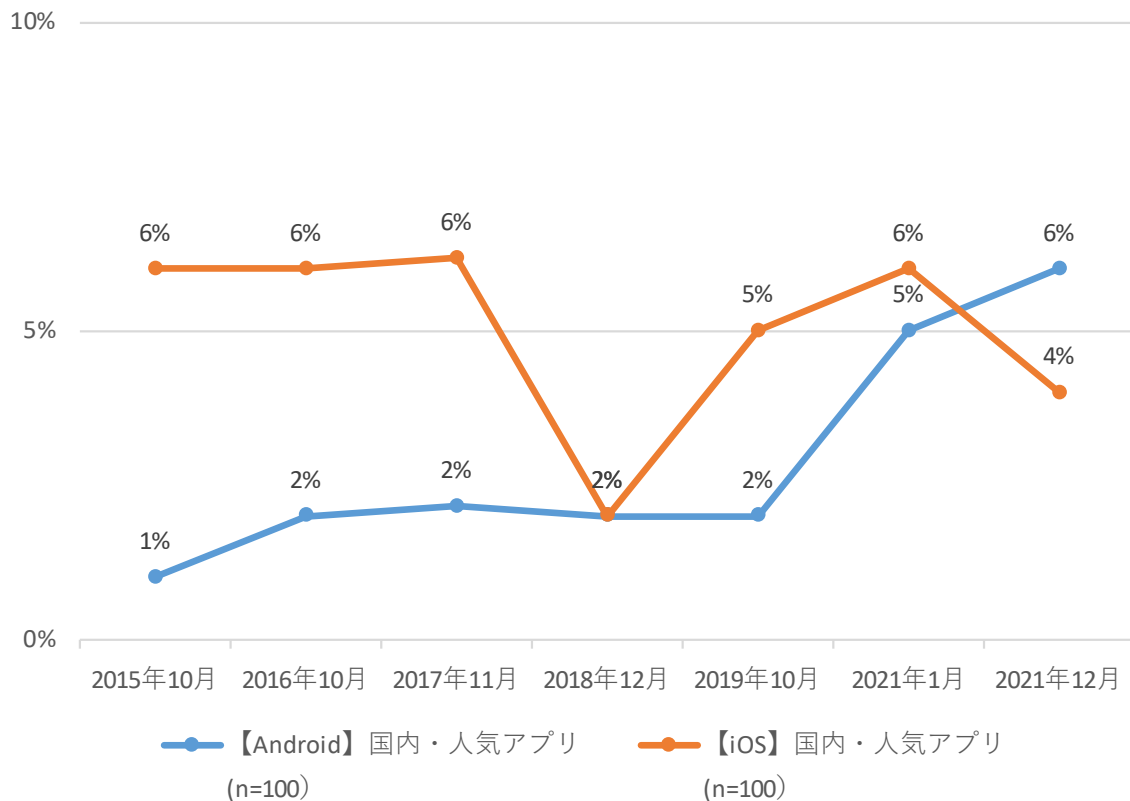
出所：総務省「SPO I～IX」を基に日本総研作成



# 調査結果の詳細：プライバシーポリシーの概要版の掲載状況

調査対象にかかわらず、簡略版の掲載率は数%程度で推移している。

## アプリプラポリ概要版の掲載率 調査結果



## 概要版の事例

(出典：NTT DOCOMO「dアカウント設定」)

### アプリケーション・プライバシーポリシー

お客様がこのアプリケーションを利用されるにあたり、端末内の次の情報を外部送信します。

#### ■外部送信する情報

dアカウントのID/パスワード、電話番号  
端末固有ID  
DeviceToken  
お客様のサービス利用状況 (Google Analytics)

#### ■利用目的

サービス提供にあたりお客様を識別するため  
サービス提供にあたりご利用の端末を識別するため  
サービス提供にあたりご利用のアプリを識別するため  
サービスの利用状況を分析し、サービスの機能改善、利便性向上を行うため

#### ■第三者提供等の有無

お客様のサービス利用状況についてはGoogle Inc.社に提供します。それ以外の情報を第三者に提供することはありません。

より詳細なアプリケーション・プライバシーポリシー全文は、下記リンクより全体版にてご確認くださいませ。

[詳細を確認する](#)

[同意する](#)

出所：総務省「SPO I～IX」を基に日本総研作成

# アプリ調査の調査結果の総括

## ① プライバシーポリシーの掲載有無

国内・海外の人気アプリともに、**プライバシーポリシーの掲載率はほぼ100%**

- Google Play・App Storeともに原則的にプラポリの掲載を義務付け、非掲載アプリに対してはアプリマーケットからの削除や審査のリジェクト等を行った結果、掲載率が大幅に向上したと思われる。

## ② プライバシーポリシーの記載内容

### ②-1 プライバシーポリシーの適用対象

アプリごとのプライバシーポリシーの掲載率は10%程度であり、**会社全体やサービス全体を対象としたプライバシーポリシーの掲載が主流**

- 個々のアプリがどのような情報をどのような目的で取得するかなどの利用者情報の取扱いが、大半のプライバシーポリシーからは読み取れない状況
- 一方で、Android・iOSにおいて、各アプリがアクセス可能なスマホ内のデータの見える化・個別コントロール機能が提供されており、初回アクセス時は個別同意を義務化

### ②-2 SPIで示された8項目の記載有無

国内の人気アプリともに、**SPIで示された8項目において特に重要性が高いと考えられる4つの項目※についての記載率はほぼ100%**

※①情報の取得者、②取得情報、④利用目的、⑤外部送信・第三者提供の有無

## ③ プライバシーポリシーの概要版の掲載有無

プライバシーポリシーの概要版の掲載については、**ほぼ浸透していない**

- 概要版の掲載率については、調査開始時点（数年以上前）からほぼ横ばいで推移し、他の調査項目のように改善する兆しが無い（利用者情報の取扱いについて容易に理解できる環境整備がされているとはいえない）

出所：日本総研作成

### 3. アプリマーケット運営事業者の取組

---

# アプリマーケット運営事業者の取組の変遷

アプリマーケット運営事業者における利用者情報の取り扱いに関して、SPI策定時から以下のように大きく状況が変わっている状況。

	SPI策定時 (2012年8月)	SPOIXの調査時点 (2021年12月)
① プラポリの掲載	掲載は任意	Google、Appleともに、 <b>全アプリでプラポリの掲載義務化</b> ・ <b>アプリの情報取得有無</b> にかかわらず、プラポリの掲載を義務化している
② 端末識別子の取得・利用	取得可能 (ただし、規約の中で広告での利用は認めない記載が存在)	Google、Appleともに、 <b>端末固有の識別子 (MACアドレス、UUID) をOSレベルで技術的に取得不可にし、広告ID導入</b> ・ Appleにおいては、広告IDの取得・活用のためにオプトイン化している
③ 情報取得の個別同意・個別制御	iOSのみ個別同意実施	Google、AppleともにOSの機能として、 <b>プライバシー性の高い情報の取得・アクセスについてはポップアップによる個別同意取得を必須とする仕組みを導入</b>
④ 情報取得に関する通知方法	紹介ページでプラポリの掲載リンクを用意	アプリの取得情報に関して <b>簡易に確認できる仕組みを提供</b>

出所：総務省「SPOIX」を基に日本総研作成

# (参考) Google Playにおけるアプリの取得情報に関して簡易に確認できる仕組み

## アプリケーションの紹介ページでの表示

### データセーフティ →

データの安全は、デベロッパーによるユーザーデータの収集、共有方法を理解することから始まります。データのプライバシーとセキュリティの方針は、アプリの使用方法、ユーザーの年齢やお住まいの地域によって異なることがあります。この情報はデベロッパーから提供されたもので、更新されることがあります。

← このアプリはサードパーティと以下の種類のデータを共有することがあります  
デバイスまたはその他の ID

📍 このアプリは以下の種類のデータを収集することがあります  
位置情報、個人情報、他 9 件

🔒 データは送信中に暗号化されます

🗑️ データを削除するようリクエストできます

[詳細を表示](#)

## 紹介ページからリンクされている詳細ページ

### データセーフティ

このアプリが収集、共有する可能性があるデータの種類と、アプリに適用されるセキュリティの方針について、デベロッパーから提供された情報が記載されています。データの取り扱いは、アプリのバージョンや使用方法、ユーザーの年齢やお住まいの地域によって異なることがあります。 [詳細](#)



### 共有されるデータ

他の企業や組織と共有される可能性があるデータ

📱 デバイスまたはその他の ID  
デバイスまたはその他の ID

共有されるデータとその目的

デバイスまたはその他の ID  
広告、マーケティング



### 収集されるデータ

このアプリで収集される可能性があるデータ

📄 アプリのアクティビティ  
アプリ インタラクション数、アプリ内の検索履歴、その他のユーザー作成コンテンツ、その他の操作

収集されるデータとその目的

アプリ インタラクション数  
分析

アプリ内の検索履歴  
アプリの機能 分析

その他のユーザー作成コンテンツ・省略可  
アプリの機能

出所：Google Playから抜粋

# (参考) App Storeにおけるアプリの取得情報に関して簡易に確認できる仕組み

## アプリケーションの紹介ページでの表示

### アプリのプライバシー 詳細を表示

デベロッパである'  
は、アプリのプライバシー慣行に、以下のデータの取り扱いが含まれる可能性があることを示しました。詳しくは、[デベロッパプライバシーポリシー](#)を参照してください。

#### ユーザのトラッキングに使用されるデータ

次のデータは、他社のアプリやWebサイト間でユーザをトラッキングする目的で使用される場合があります：

- ID

#### ユーザに関連付けられたデータ

次のデータは収集され、ユーザの識別情報に関連付けられる場合があります：

購入	位置情報
連絡先情報	連絡先
ユーザコンテンツ	検索履歴
閲覧履歴	ID
使用状況データ	診断
その他のデータ	

## 紹介ページからリンクされている詳細ページ

### ユーザのトラッキングに使用されるデータ

次のデータは、他社のアプリやWebサイト間でユーザをトラッキングする目的で使用される場合があります：

- ID
  - ユーザID
  - デバイスID

### ユーザに関連付けられたデータ

次のデータは収集され、ユーザの識別情報に関連付けられる場合があります、さらに以下の目的で使用される場合があります：

- ID

### サードパーティ広告

- 位置情報
  - 詳細な位置情報
  - おおよその場所
- 連絡先情報
  - メールアドレス
  - 電話番号
- 検索履歴
  - 検索履歴
- 閲覧履歴
  - 閲覧履歴
- ID

# プライバシーポリシーに関する規約（2021年12月時点）

- AppleおよびGoogleで公開されるアプリにはそれぞれ遵守すべき規約が定められており、2022年7月20日より、Appleに続いてGoogleでも、アプリを公開する場合にプライバシーポリシーの設置が義務付けられる。

項目		Google（デベロッパープログラムポリシーより抜粋）	Apple（App Store Reviewガイドラインより抜粋）	
プライバシーポリシー	対象	すべてのアプリ	すべてのアプリ	
	設置義務	<b>あり（2022年7月より義務化）</b>	あり（2018年10月より義務化）	
	記載場所	Google Playの各アプリページとアプリ内の両方	App Storeでの各アプリページと各アプリ内の両方	
	必須記載項目	収集するデータの種類	必須	必須
		データの収集方法	必須	必須
		収集するデータの用途	必須	必須
		共有するデータと共有先	必須	必須
データ保存/削除のポリシー		必須	必須	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アプリの主体を明記、もしくはアプリ名を明記</li> <li>◆ 連絡先または問合せ方法</li> <li>◆ ユーザの個人情報や機密情報を安全に処理するための手順</li> </ul>	◆ ユーザが同意を無効にする方法やユーザデータの削除をリクエストする方法		

出所：総務省「SPOIX」

# アプリが収集・共有する情報のアプリ紹介ページでの個別通知に関する規約（2021年12月時点）

- 2020年12月にAppleが、アプリで収集するデータをアプリ紹介ページで公開義務化したのに続き、2022年7月にGoogleでも公開が必須となる予定。

項目		Google (デベロッパープログラムポリシーより抜粋)	Apple (App Store Reviewガイドラインより抜粋 (※1))
対象		すべてのアプリ	すべてのアプリ
公開義務化		<b>2022年7月</b>	2020年12月
表示場所		Google Playの各アプリページ	App Storeの各アプリページ
記載 が必 要な 情報	収集するデータの種類	デベロッパまたはサードパーティパートナーが収集するデータ全て	デベロッパまたはサードパーティパートナーが収集するデータ全て
	収集するデータの用途	必須	必須
	ユーザに紐づけられるデータ	-	<b>必須</b>
	ユーザのトラッキングを行うデータ	-	<b>必須</b>
	プライバシーポリシー	必須	必須
	その他	(任意) 独立したセキュリティ審査を受けた申告 (任意) ファミリーポリシーを遵守していることを表示	-

※1 「App StoreでのAppのプライバシーに関する詳細情報の表示」は厳密には「App Store Reviewガイドライン使用許諾契約」に記載されていないが、「App StoreでのAppのプライバシーに関する詳細情報の表示」を掲載している同ウェブページにアプリ公開申請時に必要と記載があるため、ガイドラインの一部として記載

出所：総務省「SPOIX」



# データの収集・保存・使用・共有に関する規約（2021年12月時点）

- AppleとGoogleそれぞれでデータの収集・保存および使用・共有について定められており、ほぼ同様の内容だが、Appleの方が一部細かい義務を記載している。

項目		Google (デベロッパープログラムポリシーより抜粋)	Apple (App Store Reviewガイドラインより抜粋)
データの 収集・保 存	ユーザからの 同意取得義務	必須	必須 (簡単な同意撤回オプション付加義務あり)
	必要最低限のデータ 取得義務	必須	必須
	必要最低限のアカウ ントログイン義務	-	必須
	その他（一部）	◆ 個人情報や機密情報が必要になることをユーザが合理的に予測できない可能性がある場合、データの収集、使用、共有について、 <u>アプリ内で開示し</u> 、直後に同意をリクエストする義務	◆ アプリを利用したユーザのパスワード等プライベートデータの取得禁止 ◆ SafariViewController（Apple指定UI）の使用義務 ◆ ユーザ以外のソースから取得したまたは未同意の個人情報を収集するアプリの禁止
データの 使用・共 有	事前にユーザ許可取 得の義務	必須	必須
	目的外利用の禁止	必須 (アプリ機能の提供や改善に直接関係するもの限定)	必須
	その他（一部）	◆ データを安全に扱う義務 ◆ Androidがアプリによるアクセスを制限しているデータ（カメラ、マイクなど非公開のユーザ情報）へアクセスする前に、実行時の権限をリクエストする努力義務	◆ 未許可のユーザプロフィール構築禁止 ◆ 分析や広告目的でユーザのデバイスにインストールされている他アプリの情報収集の禁止

出所：総務省「SPOIX」

# 特定の条件に該当するアプリに対する規約（2021年12月時点）

- AppleとGoogleどちらにおいても、子どものデータを取り扱う場合、追加ルールを定めている。

項目		Google (デベロッパープログラムポリシーより抜粋)	Apple (App Store Reviewガイドラインより抜粋)
子ども (※1) を対象と する場合	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律・規制の遵守義務（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律・規制の遵守義務（※2）</li> </ul>
	データ収集等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものデータ収集にあたり情報を開示する義務（※3）</li> <li>子どものユーザだけを対象とする場合、位置情報の収集・共有等を禁止 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に準拠する目的のみでの生年月日や保護者の連絡先の要求許可</li> </ul>
	広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>Google認定広告のみ使用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サードパーティ製の分析・広告機能の禁止</li> </ul>
	プライバシーポリシー	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーポリシーの設置義務（※5）</li> </ul>
特定の データを 扱う場合	健康・フィットネス・医療データ	-（※4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告、マーケティング目的等で、使用・公開の禁止</li> <li>虚偽データが書き込まれないよう配慮する義務</li> <li>健康に関する臨床調査を実施するAppでは、参加者本人、未成年の場合は親または保護者から同意を得る義務/独立した倫理審査委員会の適切な承認を得る必要</li> </ul>
	位置情報データ	-（※4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリサービスと直接関連する場合に利用限定</li> </ul>
	その他データ公開の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の財務情報・支払い情報・政府発行の個人識別番号</li> <li>（未許可での）非公開の電話帳や連絡先情報</li> </ul>	-
特定の機能を持つ場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス対策やセキュリティ機能を持つアプリはアプリ内での開示及びプライバシーポリシーへの収集データや使用方法についての掲載義務</li> </ul>	-
		<ul style="list-style-type: none"> <li>永続的なデバイス識別子（SIMシリアル番号等）を収集またはリンクするアプリは他の個人情報等とのリンク禁止</li> </ul>	-

※1 子どもの対象は、Googleでは13歳未満、Appleでは11歳以下と設定している

※2 児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）やEU一般Data protection規則（GDPR）のような法律、およびその他の適用される規制または法律

※3 開示場所については記載されていないが、アプリ内、プライバシーポリシー内に加えてアプリ開発プログラム内（審査用に記載が必要になると考えられる）と推定される

※4 デベロッパープログラムポリシーにおいて、アプリを通じて取得したデータの収集・使用・共有の目的はアプリ機能の提供や改善に直接関係するもの限定と規定している

※5 現在すべてのアプリにプライバシーポリシー設置義務があるため、念押しで書かれているものと考えられる

出所：総務省「SPOIX」

# 違反アプリに対する罰則に関する規約（2021年12月時点）

- 違反の重さに応じて、アプリだけの罰則またはデベロッパのアカウントへの罰則が追加される。
- Googleの場合、アカウントが停止されると、収益が受け取れなくなったりアカウント再作成できなくなる重い罰則がある。

違反の例示	Google (Play Consoleヘルプ等より抜粋 ※1)		Apple (App Store Reviewガイドライン等より抜粋)	
	App	デベロッパ	App	デベロッパ
Appが公開前に規約違反の場合	非承認	繰り返すと アカウント停止の可能性	却下	記載なし
【Appの軽微な瑕疵】Appが正常に機能しない、サポートされていない場合など	Google Play から削除	記載なし	App Storeから削除	記載なし
【Appの深刻な瑕疵】 Appがユーザに対して詐欺的行為を働こうとする/ユーザの同意なしにデータを共有する場合など	Google Playで 公開停止	重大な違反や複数回違反 をした場合アカウント停止	App Storeから削除	アプリ開発プログラムから 除名される場合もある
デベロッパが「デベロッパ行動規範」に違反した行動を行った場合	規定なし ※2		記載なし	アカウント停止 ※4
デベロッパが悪質な違反（システムに不正を働こうとした場合など）を行った場合	記載なし		デベロッパのAppは App Storeから削除	アプリ開発プログラム から除名
デベロッパが不正な操作（Appを利用して密かにユーザのデータを取得する等）、誤解を招く行為、その他の詐欺的な行為を繰り返す場合	デベロッパのAppは Google Playから削除	アカウント停止 (収益が受け取れなくなり、 同環境でのアカウント 再作成不可)	デベロッパのAppは App Storeから削除 (※3)	アプリ開発プログラム から除名

※1 Googleでは、動画でおおまかな違反の例示とそれに対する罰則を説明しており、Appleは規約で違反に対する罰則を例示している。ここではAppleの記載に合わせた形でおおよその違反の例示と罰則を記載している。

※2 「デベロッパ行動規範」を設けているのはAppleに限定されるため、規定なしとしている。

※3 この違反事例でAppに対しての罰則は明記されていないが、上の例から同様の罰則が適用されると判断し、このような記載としている。

※4 アプリ開発プログラムから除名される場合と異なり、適切な対応を行うことでアカウントを復元することができる。

出所：総務省「SPOIX」

# ユーザデータの取り扱いに関する規約等の変遷（2013年～16年）

Googleの取組

Appleの取組

Google Play及びApp Storeで子ども向けカテゴリの追加及び該当アプリにプラポリ掲載義務化する動きあり（青字）。2013年頃からApp Store、次いでGoogle Playでアプリの識別子取得が制限された（赤字）



※1 各アプリマーケットの無料アプリのランキングから上位100アプリを抽出し、アプリ紹介ページ又はアプリ内の掲載率を調べて並べたもの

※2 従来は規約上も端末識別子利用可能だったが、2014年8月に規約により(OSによる物理的な制限ではない)広告識別子(AdID)の仕様が義務化された

出所：総務省「SPOIX」

# ユーザデータの取り扱いに関する規約等の変遷（2017年～21年）

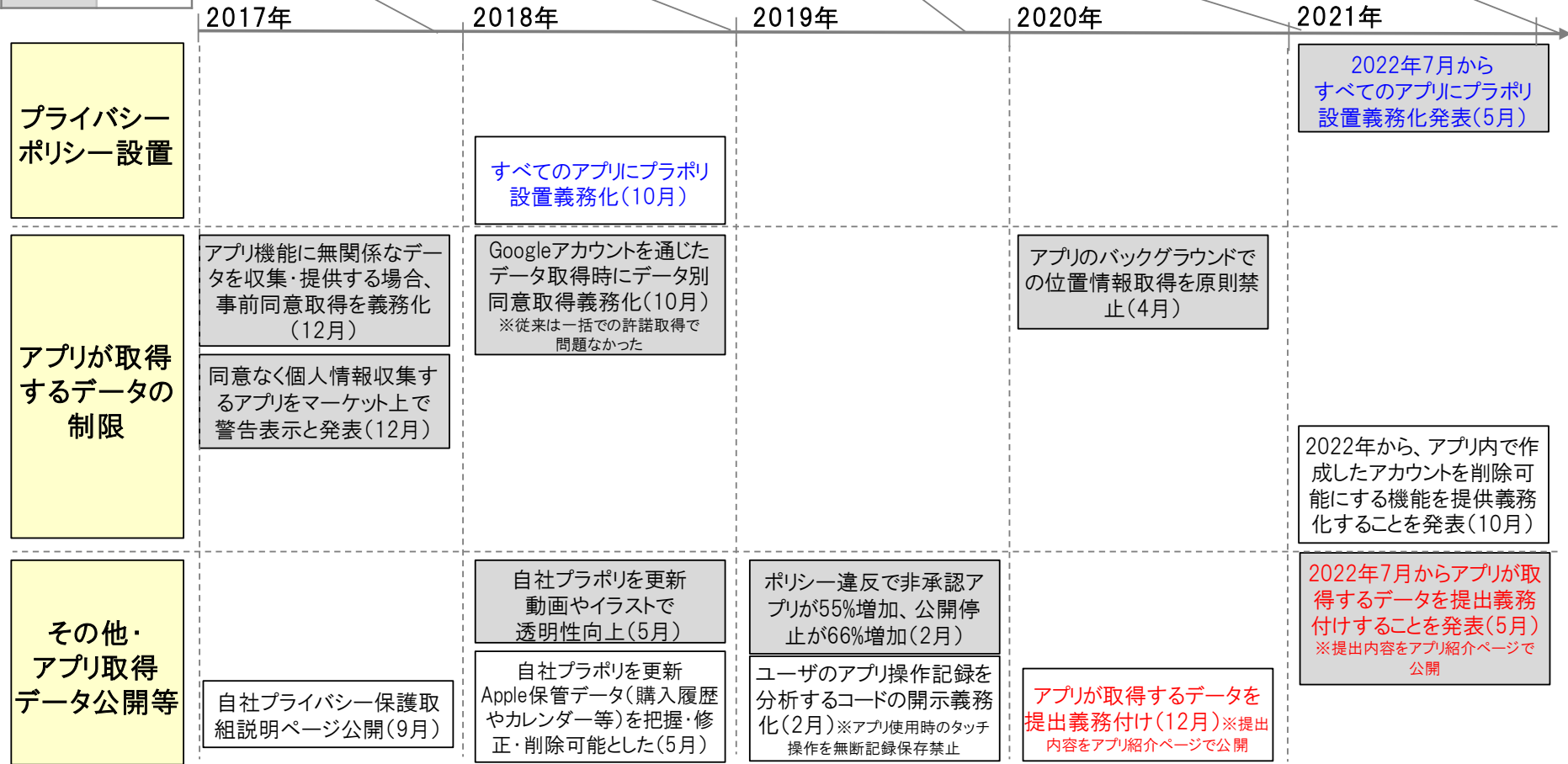
Googleの取組

Appleの取組

Google Play・App Storeの両方で、全アプリのプラポリ設置が義務化され、2021年に掲載率が100%に（青字）  
また、Google、Appleともに、開発者にアプリの取得データの提出を義務付け、紹介ページでの公開に注力（赤字）

人気アプリの  
プラポリ掲載率(※1)

調査年月		2017年11月		2018年12月		2019年10月		2021年1月		2022年2月	
Android	iOS	93%	81%	99%	97%	98%	97%	97%	99%	100%	100%



※1 各アプリマーケットの無料アプリのランキングから上位100アプリを抽出し、アプリ紹介ページ又はアプリ内の掲載率を調べて並べたもの。

出所：総務省「SPOIX」

# OSにおけるユーザデータの取り扱い/変遷 (2012年～16年)

Googleの取組

Appleの取組

Google Play・App Storeの両方で、全アプリのプラポリ設置が義務化され、2021年に掲載率が100%に (青字)  
 また、Google、Appleともに、開発者にアプリの取得データの提出を義務付け、紹介ページでの公開に注力 (赤字)

	～2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
Android	Android4.2以前	Android4.4(10月)	Android5(11月)	Android6.0(10月)	Android7(8月)
iOS	iOS6.0以前	iOS7(9月)	iOS8(9月)	iOS9(9月)	iOS10(9月)
識別子の取得制限	広告識別子(AdID)を導入 <small>※リセット機能は標準装備</small> (2011年10月:Android4.0)	広告識別子(IDFA) リセット機能追加(1月)			
	広告識別子(IDFA)を導入 (2012年9月:iOS6.0)	端末識別子※の 使用制限(9月)			
端末内データへのアクセス制限・管理	ユーザが各アプリのアクセス可能なデータを設定できる機能の追加(2012年9月)			ユーザが各アプリのアクセス可能なデータを設定可能に(10月)	
	アプリがユーザ情報(カメラ、カレンダー等)にアクセスする際、ポップアップ表示同意取得必須化(2012年9月)			アプリが取得する特定データ(カメラ、電話帳など)は個別に取得許可義務付け(10月)	アプリがユーザ情報(カメラ、カレンダー等)アクセス同意取得時に、ポップアップ表示で取得目的と利用目的を明示することを義務化(9月)
その他	不正アプリチェック機能「Verify Apps」の搭載(2012年11月)		「Verify Apps」セキュリティ強化アップデート(4月)	アプリの通信の暗号化強化(9月)	

※MACアドレス、UDIDを指す。

出所：総務省「SPOIX」

# OSにおけるユーザデータの取り扱い/変遷（2017年～21年）

Googleの取組

Appleの取組

2017年にAndroidでもようやく端末識別子の使用が制限された（青字）。

iOSを中心に、ユーザデータへのアクセス制限のオプションを追加しつつ、アクセスしたデータを明示する動きが広がっている（赤字）。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
Android	Android8(8月)	Android9(8月)	Android10(9月)	Android11(9月)	Android12(10月)
iOS	iOS11(9月)	iOS11.3(4月)	iOS13(9月)	iOS14(9月)	iOS14.5(4月)
端末内データへのアクセス制限・管理	端末識別子の使用制限(8月)		データ取得の同意取得時に「使用時のみ許可」のオプション追加(9月)	データ取得の同意取得時に「今回のみ」許可のオプションを追加(9月)	位置情報に関しておおよその位置を提供するオプションを追加(10月)
	データ取得の同意取得時に「使用時のみ許可」のオプション追加・提供義務付け(9月)	Appleの提供するアプリ内データをユーザ閲覧・修正・削除機能公開(5月)	データ取得の同意取得時に「今回のみ」許可のオプションを追加(9月)	位置情報に関して「大まかな位置情報データ」提供オプションを追加(9月)	アプリがアクセスしたユーザ情報の履歴を確認削除可能に(10月)
	写真データ取得の同意取得時、全体でなく「1枚のみ許可」オプション追加(9月)				アプリが異なるサイトやアプリをまたいでユーザ追跡する前に明示的な許可取得義務付け(4月)
端末内データへのアクセス状況明示					アプリがカメラやマイクを使用した際、ステータスバーに表示機能追加(10月)
		Appleが提供するアプリが収集するデータを示すアイコンとリンクを追加(4月)	バックグラウンドで常に位置情報を取得しているアプリのアラートを定期通知(9月)	アプリがカメラやマイクを使用した際、ステータスバーに表示追加(9月)	
その他	有害アプリ検出「Google Play プロテクト」導入(7月)				
	Safari、クロスサイトトラッキング制限(ITP)機能搭載(9月)	Safari、トラッカーと判定したサードパーティCookie即削除(9月)	Safari、ファーストパーティCookieの保管期間を7日に制限(3月)(4月に24時間に短縮)	Safari、デフォルトでサードパーティCookieブロック(3月)	「アプリのトラッキングの透明性(ATT)」を導入(4月)

出所：総務省「SPOIX」

## 4. SPOを踏まえて今後検討すべき論点

---



# SPOを踏まえて今後検討すべき論点

アプリ調査の結果、アプリマーケット運営事業者の取組等を踏まえると、プラポリ掲載の位置づけ、個別アプリの利用者情報の取り扱いやプラポリの内容のわかりやすい通知方法、プラポリの記載内容について検討余地があるのではないかと

## ① プラポリ掲載の位置づけ変更

- プラポリ掲載について、SPIの中では推奨事項（「期待される」、「適切である」）のような記載されているものの、昨今のGoogle、Appleにおける全アプリにおけるプラポリ義務化等を踏まえると、SPIの中においても**プラポリの掲載について必須事項**として明確に記載してもよいのではないかと。

## ② 通知方法

### ②-1 個別アプリの利用者情報の取り扱いに関する情報提供の方法の検討

- 掲載されているプラポリの8割が会社全体、もしくは、サービス全体のプラポリであり、**個別アプリの利用者情報の取り扱いが必ずしも明らかではない**ことから、十分な情報提供がなされるようにすべきではないかと。
  - 個別アプリのプラポリの作成をアプリ提供者に求めることは、アプリ提供者の負担も大きく、現実的ではない中で、どのようなやり方を求めるかが重要となる。今後利用者情報のモニタリング等を通じて確認を行うべきではないかと。

### ②-2 プラポリの内容等をわかりやすく伝えるための方法の検討

- プラポリの内容をわかりやすく伝える概要版の掲載率は、人気アプリにおいても数%程度である一方、Google・Appleではアプリの取得情報について簡易に確認できる仕組みを提供しており、**プラポリの内容のわかりやすく伝えることの重要性やアプリ提供者にどのような対応が求められるかについて改めて確認することが必要**ではないかと。
  - ②-1の内容と合わせて今後確認、検討してもよいのではないかと。

## ③ プラポリの記載項目や各項目の内容の再考

- SPIのプラポリの記載項目や各項目の内容について、昨今の法令の改正、アプリ提供者における利用者情報の取り扱い方法の複雑化を踏まえて、改めて再考してもよいのではないかと。
  - 例：アプリ提供者の中には、アプリからの取得情報をベースに第三者から取得した情報を組み合わせて利用することを行っており、利用者情報の取得方法や目的等の中で、その旨を記載している事業者も増えている。SPIの取得方法の記載では、「自動取得」か「手動取得」のみになっており、この点について「第三者から取得」なども含めるべきではないかと。

出所：日本総研作成

## 3.c.第三者から取得するパーソナルデータの具体例

当社は、パートナーを含む第三者からパーソナルデータを取得することがあります。これらのパーソナルデータには、以下のようなものが含まれます。

### 3.c.i.グループ会社から取得するパーソナルデータ

当社は、グループ会社から、その会社の規約やポリシーに従って、お客様に関するパーソナルデータを取得する場合があります。グループ会社が提供する各サービスに適用されるプライバシーポリシーについては、各サービスにてご確認ください。

### 3.c.ii.パートナーから取得するパーソナルデータ

当社は、パートナーからパーソナルデータを取得する場合があります。当社においては、パーソナルデータの取得に際して、独自サービスを運営するパートナーから取得する場合とLINE公式アカウント、LINEログインなどの当社サービスと連携したサービスを運営するパートナーから取得する場合があります。

また、パートナーからのメッセージ送信や広告配信、広告の効果測定、統計情報の作成・提供など、「4.パーソナルデータの利用目的」に記載された目的で利用するためにパートナーからお客様に関する識別子（内部識別子、広告識別子など）、一方向暗号化（ハッシュ化）されたメールアドレスや電話番号、IPアドレス、機器情報の一部（OSなど）、属性情報ならびに購買履歴、視聴履歴、検索履歴および位置情報を含むお客様に関する行動履歴などの情報を取得することがあります。

### 3.c.iii.他のお客様がアップロードするパーソナルデータ

あるお客様が当社サービスを利用する際に、当該お客様以外の第三者が映り込む写真などのパーソナルデータを含む情報をアップロードし、その情報を当社が取得する場合があります。

## 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

### 通信メディア・ハイテク戦略グループ

主任研究員/シニアマネージャー 小竹 庸平  
E-mail: kotake.yohei@jri.co.jp  
Tel: 080-9645-1062

### 株式会社 日本総合研究所

〒141-0022  
東京都品川区東五反田2丁目18番1号 大崎フォレストビルディング  
Tel: 03-6833-6300 (代) Fax: 03-6833-9480

〒550-0001  
大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 土佐堀ダイビル  
Tel: 06-6479-5530 (代) Fax: 06-6479-5531

本資料の著作権は株式会社日本総合研究所に帰属します。